

千葉県報

定例
令和5年9月15日

目次

告示	1
○ 特定計量器の定期検査の実施	1
○ 土地改良事業計画の決定	2
○ 令和五年千葉県告示第百八十八号の一部を改正する告示	2
○ 選挙管理委員会告示	2
○ 昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号の一部を改正する告示	2
公告	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任(三件)	2
○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	4
○ 監査委員公告	4
○ 監査結果の公表	4
○ 特定調達公告	4
○ 落札者等の公告(四件)	4

告示

千葉県告示第三百五十七号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和五年九月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。以下同じ。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
野田市	令和五年十一月七 日	野田市桐ヶ作五一番地一 田市二川公民館	午後一時三十分か ら午後三時まで
	令和五年十一月八 日	野田市木間ヶ瀬二、九三五番 地 野田市木間ヶ瀬公民館	午前十時三十分か ら午後三時まで
	令和五年十一月九 日	野田市中野台三一五番地 中 野台区民会館	"

日	検査区域	検査場所	検査時間
令和五年十一月十日	野田市春日町一六番地の一	野田市北コミュニティ会館	"
令和五年十一月十三日	野田市山崎二、〇〇八番地	野田市南コミュニティ会館	"
令和五年十一月十四日	野田市鶴泰五番地の一	野田市中央公民館	"
令和五年十一月十五日	野田市海隣寺町九七番地	佐倉市海隣寺町九七番地 佐倉市役所	"
令和五年十一月十六日	佐倉市鑄木町一九八番地三	佐倉市立中央公民館	"
令和五年十一月十七日	佐倉市王子台一丁目一六番地	佐倉市王子台一丁目一六番地 佐倉ハーモニーホール(佐倉市民音楽ホール)	"
令和五年十一月十八日	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市志津コミュニティセンタ	"
令和五年十一月十九日	佐倉市海隣寺町九七番地	佐倉市役所	"
令和五年十一月二十日	佐倉市海隣寺町九七番地	佐倉市役所	"
令和五年十一月二十一日	勝浦市新官一、三四三番地の一	勝浦市役所	"
令和五年十一月二十二日	勝浦市興津一、二二二番地一	興津集会所	"
令和五年十一月二十四日	勝浦市新官一、三四三番地の一	勝浦市役所	"
令和五年十二月一日	富津市下飯野二、四四三番地	富津市役所	"
令和五年十二月四日	"	富津市役所	"
令和五年十二月五日	富津市湊七六五番地一	富津市市民会館	"
令和五年十二月六日	"	"	"

安房郡鋸南町	令和五年十二月七日	富津市小久保三、〇一四番地 富津市中央公民館	〃
安房郡鋸南町	令和五年十一月二十八日	安房郡鋸南町下佐久間三、四 五八番地 安房郡鋸南町役場	〃
安房郡鋸南町	令和五年十一月二十九日	安房郡鋸南町保田五六〇番地 鋸南町保健福祉総合センター	〃

備考

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。
- 三 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、千葉県のホームページ等において公表する。

千葉県告示第三百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、袖ヶ浦市の一部を受益地域とする県営大鳥居地区土地改良事業(区画整理)計画を決定した。その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年九月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称
県営大鳥居地区土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和五年九月十九日から十月十七日まで
- 三 縦覧場所
袖ヶ浦市役所

千葉県告示第三百五十九号

令和五年千葉県告示第百八十八号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和五年九月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 二の表一の項中「五・三トン」を「一・八トン」に改め、同表二の項中「〇・五トン」を「四・〇トン」に改め、同表五の項中「八・七トン」を「〇・〇トン」に改め、同表六の項中「〇・五トン」を「九・二トン」に改め、同表九の項中「四・五トン」を「〇・三トン」に改め、同表十の項中「〇・五トン」を「四・七トン」に改める。
- 二 二の表一の項中「一八・四トン」を「六・六トン」に改め、同表二の項中「三・一トン」を「一四・九トン」に改める。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和六十年千葉県選挙管理委員会告示第五号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年九月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

表銚子市選挙管理委員会の項銚子市植松町青年館の目、銚子市海鹿島保育所の目、銚子市黒生町青年館の目及び銚子市犬若青年館の目を削る。

公告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、木更津市椿土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつた。

令和五年九月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 退任理事
木更津市椿一〇四番地一
〃 〃 二一〇番地
〃 〃 二二九番地
〃 〃 五番地
〃 〃 六八番地
〃 〃 一〇三番地
菅生一六四番地
- 磯貝 清一
鳥海 祐美
山口 正夫
山口 正夫
山泉 正夫
小泉 正夫
三枝 重信
山口 昌男

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。

なお、申請に係る農地の所有者等は、令和五年九月十五日から二十九日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。

令和五年九月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一	申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積	千葉県知事	熊谷 俊人
所 在	地 番	地 目	面 積
君津市八幡字山伏	二五一番一	田	五七四平方メートル
〃	二五一番五	〃	一〇一平方メートル

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和六年三月	十年	三一、〇五〇円

監 査 委 員 公 告

監査結果の公表

令和五年五月一日から同年八月三十一日まで、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第二項の規定により監査した結果を別冊のとおり公表する。

令和五年九月十五日

千葉県監査委員 小 倉 明
 千葉県監査委員 川 口 明 浩
 千葉県監査委員 関 政 幸
 千葉県監査委員 岩 井 泰 憲

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものがある。

落札者等の公告
 次のとおり落札者等について公告する。
 令和5年9月15日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した日
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg 143, 200錠 71, 600人分 ②千葉県健康福祉部業務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和5年7月12日 ④塩野製薬株式会社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号 ⑤153, 741, 610円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
 令和5年9月15日

千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した日
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①県立特別支援学校固定式無線LANアクセスポイント貸借一式 ②千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和5年7月13日 ④NECキヤピタルソリューション株式会社 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤246, 312, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月2日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。
 令和5年9月15日

千葉県企業局長 吉 野 美砂子

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①総合積算システム移行業務及び機器等賃貸借 一式 ②千葉県企業局管理課
 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年7月6日 ④富士通Japan
 株式会社 千葉県中央区新町3番地13 ⑤90,537,205円 ⑥随意契約 ⑧地
 方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372
 号)第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年9月15日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び
 所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の
 氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①生体情報監視機器 一式 ②千葉県病院局経営管理課 千葉県中央区市場町1番1号
 ③令和5年7月28日 ④株式会社フジタ医科器械千葉支店 千葉県若葉区加曾利町2
 63番地1 ⑤317,900,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月16日

その2

①見守りカメラシステム 一式 ②千葉県病院局経営管理課 千葉県中央区市場町1番
 1号 ③令和5年7月28日 ④株式会社イノマゼイックス 東京都文京区湯島二丁目1
 6番11号 ⑤119,900,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月16日

その3

①人工呼吸器 一式 ②千葉県病院局経営管理課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令
 和5年7月28日 ④株式会社イノマゼイックス 東京都文京区湯島二丁目16番11号
 ⑤62,975,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月16日

その4

①超音波画像診断装置 一式 ②千葉県病院局経営管理課 千葉県中央区市場町1番1
 号 ③令和5年7月28日 ④株式会社イノマゼイックス 東京都文京区湯島二丁目16
 番11号 ⑤36,520,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年6月16日

その5

①手術用顕微鏡 一式 ②千葉県病院局経営管理課 千葉県中央区市場町1番1号 ③
 令和5年7月28日 ④株式会社フジタ医科器械千葉支店 千葉県若葉区加曾利町263

購読料
本号(別冊を含む。)
一部

五六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三(二三三)二六五八